

(別記7)

企業参入促進支援事業

第1 事業の内容

初期投資を抑えながら早期の経営安定化と生産性の向上を図るため、市内で新たに農業に参入しようとする企業等及び農業法人が既存施設・設備を活用する際に必要な修繕等に係る経費や農地使用に伴う費用の一部を支援する。

第2 用語の定義

別記7において、以下に掲げる用語の意義はそれぞれに定めるところによる。

(1) 農業参入日 次のア又はイに該当する日のいずれか早い日をいう。

ア 農地等において農業を開始する日

イ 農業のために農地等を取得する日または農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による農業委員会の許可を受け、もしくは農地中間管理事業の推進による法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する賃貸借もしくは使用貸借による権利を設定する日

(2) 企業等 次のアからキまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 株式会社

イ 合名会社

ウ 合資会社

エ 合同会社

オ 一般社団法人もしくは一般財団法人

カ 公益社団法人もしくは公益財団法人

キ 特定非営利活動法人

第3 補助対象事業

農業参入企業等が実施する以下の事業を対象とする。

(1) 既存施設活用支援事業

ア 自ら耕作に使用するために行う既存の施設・設備の修繕費のうち、要綱別表1に掲げるもの。

イ 補助対象とする既存の施設・設備は、修繕により安全性及び使用管理を行う上で不都合のないものとする。

(2) 農地賃借料支援事業 補助事業者が自ら使用及び収益を目的とする権利を有している農地等に関して、要綱別表1に掲げるもの。

第4 補助事業者

補助事業者は以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 交付申請年度において農業参入日から3年以内又は本事業申請日から3か月以内に農業参入の見込みがある農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）であること。

(3) 農地所有適格法人または農地を借りて農業を行う企業等又は農業法人であること。

(4) 地域の担い手として将来にわたり農業経営を続ける意思のある者であること。

(5) 営農を行う農地等の所在する地域との調和を図り、地域の取り決めに遵守すること。

第5 補助金の交付申請等

1 補助事業者は、要綱第4条の規定に従い補助金の交付申請を行うものとする。

2 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画のうち、要綱第7条に加え、次に掲げる重要な変更については変更事業計画書を作成し、補助金変更交付申請書に添付し、市長へ提出するものとする。

(1) 修繕等を行う施設・設備又は対象農地の変更及び追加

(2) 施工箇所、設置場所の変更

3 事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により交付決定前の着工を必要とする場合は、補助金交付申請時に補助金交付決定前着工届（別記様式第2号）を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自力事業とする。

4 事業は補助金の交付決定を受けた事業計画に基づき、目標の達成に向けて実施するものとする。

第6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第8条の規定に従い実績報告を行うものとする。

第7 事業実施後の措置

1 補助事業者は、本補助金を活用した施設・設備または農地について、適性に管理運営するため、以下に掲げる処理の経過を明らかにしておくものとする。

(1) 補助事業者は、管理運営状況を明確にするため、財産管理台帳を据え置くこと。

(2) 補助事業者は、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をすること。

2 本補助金を活用した施設・設備および農地は実施年度、事業名を明示し常に良好な状態で補助事業者が管理し、その目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

3 補助事業者は、事業評価時まで施設・設備が滅失又は毀損したときは、直ちに次の事項を市長に届け出るものとする。

ア 事業実施年度

イ 施設・設備の所在及び種類

ウ 被害の程度

エ 滅失又は毀損の原因

オ 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧見込額

カ 当該事業施設・施設の保全又は復旧のためにとった応急措置

第8 農業経営状況報告等

補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間の間、実施状況報告書（別記様式第9号）を作成し、年度末までに提出するものとする。また、目標年度において成果目標が未達成であった場合は、事業改善計画書を提出し、翌年度に再度、農業経営状況報告書を提出するものとする。

第9 補助金の返還

補助事業者は、農業経営状況報告時において、本補助金を活用した施設・設備または農地について正当な理由なく適性に管理運営していない場合は、交付した補助金の全部または一部を返還するものとする。

別添 7-1 事業計画書（実績書）

第1 事業計画

1 事業概要

農業参入（予定）日：

必要性的 目的 等	【事業の目的・必要性】						
	※経営改善計画と照らし、利用目的や導入の必要性について記載すること。						
	事業内容		構造・能力・規模	数量・単価	事業費	補助率	市補助金
					円		円
事業の概要							
施工箇所 ・実施場所		計					
負担区分	事業費	市補助金	申請者	その他	融資計画	資金を借り入れた場合、その名称	借入額
	円	円	円	円			円

2 実施計画

項目 品目名	事業実施年度（ 年）					3年後の計画（ 年）				
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計										

※「作付面積」欄を申請者の経営内容（畜産の場合は頭羽数など）に変更して記載すること。

第2 事業実績（実績報告時）

項目 品目名	事業実施年度（ 年）					計画との差				
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計										

※計画との差について、実績が3年後の計画よりも減少している場合は▲を記載すること。

別添7-2 農業経営状況報告書

実施計画

農業参入日：

項目 品目名	事業実施年度（ 年）					3年後の計画（ 年）				
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計										

経営状況

項目 品目名	報告年度（ 年）					計画との差				
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計										

※計画との差について、実績が3年後の計画よりも減少している場合は▲を記載すること